

【海辺の漂着物調査の調査方法（参加者向け）】

1 海岸漂着物調査の実施

ナイロンひも等で区画した縦横10m四方の区画内の地上にあるすべての漂着物（※人工のもの）を採集し、種類別に区分し、それらの個数及び重量を測定する。

採集する漂着物サイズは、発泡スチロール類などの微細破片については、概ね直径1 cm以上のものを採集するものとする。（“レジンペレット”など調査票に採集項目が記載されているものは大きさにかかわらず採集の対象とする。）

- ① 参加者は事前にリーダー等から配布された漂着物回収袋を1～2枚を持ちながら、調査区画内の海岸表面に存在する次の漂着物を袋に採集・回収する。

漂着物が1つの袋に収まらない場合は、新たな袋を適宜用意して作業を行う。

（採集の段階で漂着物を8分類に分類する方法と分類せずにそのまま採集する方法がある。）

- | | | | | |
|------------|-------|------------|------|------|
| ① プラスチック類 | ② ゴム類 | ③ 発泡スチロール類 | ④ 紙類 | ⑤ 布類 |
| ⑥ ガラス・陶磁器類 | ⑦ 金属類 | ⑧ その他の人工物 | | |



採集の段階で漂着物を8分類に分類する方法と分類せずにそのまま採集する方法がある。

- ② リーダー等からの回収終了の合図の後、回収物を持って個数・重量を測定する場所へ移動し、回収物をブルーシート等の上に広げ、個数・重量の測定準備を行う。（※荒天の場合は、体育館等の屋内にて当該作業を行う。）

《採集する際の留意事項等》

- ・⑧その他の人工物は、明らかに人工物とわかるものを収集し、流木や木の枝などは採集しない。
- ・漂着物の砂はできるだけ取り除き採集する。
- ・漂着物の一部が埋没されているようなものは採集するが、漂着物全体が埋没されている場合は採集しない。
- ・海岸に植生している植物、動物、昆虫は採集しない。
- ・漂着物が塊となっている地点には、危険物や海外漂着物等特徴的なものが存在している場合があるので、注意して採集する。



- ③ 『調査票1・2』の大分類、小分類の名前を十分に確認し、分類毎にかつ、国内製造のものと海外製造のものにわけて、個数を『調査票1・2』に記入する。大分類（プラスチック類は小分類）に記載されていないものは、具体的に名称を調査表に記入する。（※2026年度の調査では、小分類、品目分類に区分する種類は、プラスチック類のみとする。）

調査中の記録は、調査票の空欄等に「正」の字を使って書き留め、8分類とも個数を数え終えた後、総数を調査票の記入欄に記録する。

また、国内外の判断は、製造国名、ラベルの文字の種類や地名等から判断する。なお、国内外の判断ができない場合、国内の記入欄に個数等を記録する。（※「別紙8」参照）



タバコの吸い殻（タバコ葉部分が残っているもの）は紙類、フィルター部分だけのもの（筒状の繊維のかたまり）は、プラスチック類とするなど、分類に紛らわしいものがあるので、判断が難しいものは、指導者に確認する。（漂着物分類一覧表（別紙9）参照。）

- ④ 海外漂着物と推察されるものは、国籍別に、その種類と個数を調査票に記録する。

○中国 ○韓国・北朝鮮 ○ロシア
○その他
（※「その他」…国名がわからない物）

なお、海外製造の漂着物のうち、「国名がわからないもの」や「変わったもの」については、デジタルカメラで写真を撮る。



- ⑤ 分類の集計後、大分類毎に、国内製造物と海外製造物とに分けて総重量（g）を計測し、『調査票1・2』に記録する。

※重量の記録は、小数点第1位に丸める ⇒ 最小数字：“0.1”とする。

- ⑥ 調査終了後、漂着物は、所定の集積場に運ぶ。

